

山梨県立 農林高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月

(平成30年10月 改定)

目次

はじめに	1
第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方	1
1 いじめとは	1
2 いじめに関する基本的認識	2
3 いじめ防止のための学校の体制	2
4 年間計画「いじめ防止指導計画」	5
5 取組状況の把握と検証（P D C A）	5
第2章 いじめの未然防止	6
1 生徒や学級の様子を知る	6
2 「居場所づくり」、「絆づくり」と「自己有用感」	6
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる	8
4 保護者や地域への働きかけ	8
第3章 早期発見	9
1 教職員のいじめに気づく力を高める	9
2 いじめの態様と違法行為	9
3 いじめは見えにくい	10
4 早期発見のための手だて（日々の観察）	10
5 相談しやすい環境をつくる	11
第4章 早期対応	12
1 いじめ対応の基本的な流れ	12
2 いじめが起きた場合の組織的な対応（学校全体の取り組み）	13
3 いじめ発見時の緊急対応	15
4 いじめを発見した場合の対応	15
5 いじめに対する措置について（解消の2要件）	17
第5章 インターネット上のいじめへの対応	18
1 インターネット上のいじめとは	18
2 未然防止のために	18
3 早期発見・早期対応のために	19
第6章 重大事態発生時の対応	21
1 調査を要する重大事態の例	21
2 重大事態が発生した場合	21

はじめに

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが必要である。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法第2条」

(2) 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員が持つべきいじめについての基本的な認識である

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から的確に関わりを持つ。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方・弱い者がいじめられるという見方は間違いである。
- いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

(1) 「いじめ対策委員会」

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事(特別支援教育コーディネーター)、学年主任を中心に養護教諭をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

② いじめ対策委員会の役割

- | | |
|------------------|----------------------|
| ア 学校いじめ防止基本方針の策定 | イ いじめの防止 |
| ウ いじめへの対応 | エ 教職員の資質能力向上のための校内研修 |
| オ 年間計画の企画と実施 | カ 年間計画進捗のチェック |
| キ 各取り組みの有効性の検証 | ク いじめ防止基本方針の見直し |

(2) 「拡大いじめ対策委員会」

① 構成員

「いじめ対策委員会」に学校評議員およびスクールカウンセラーを加える。

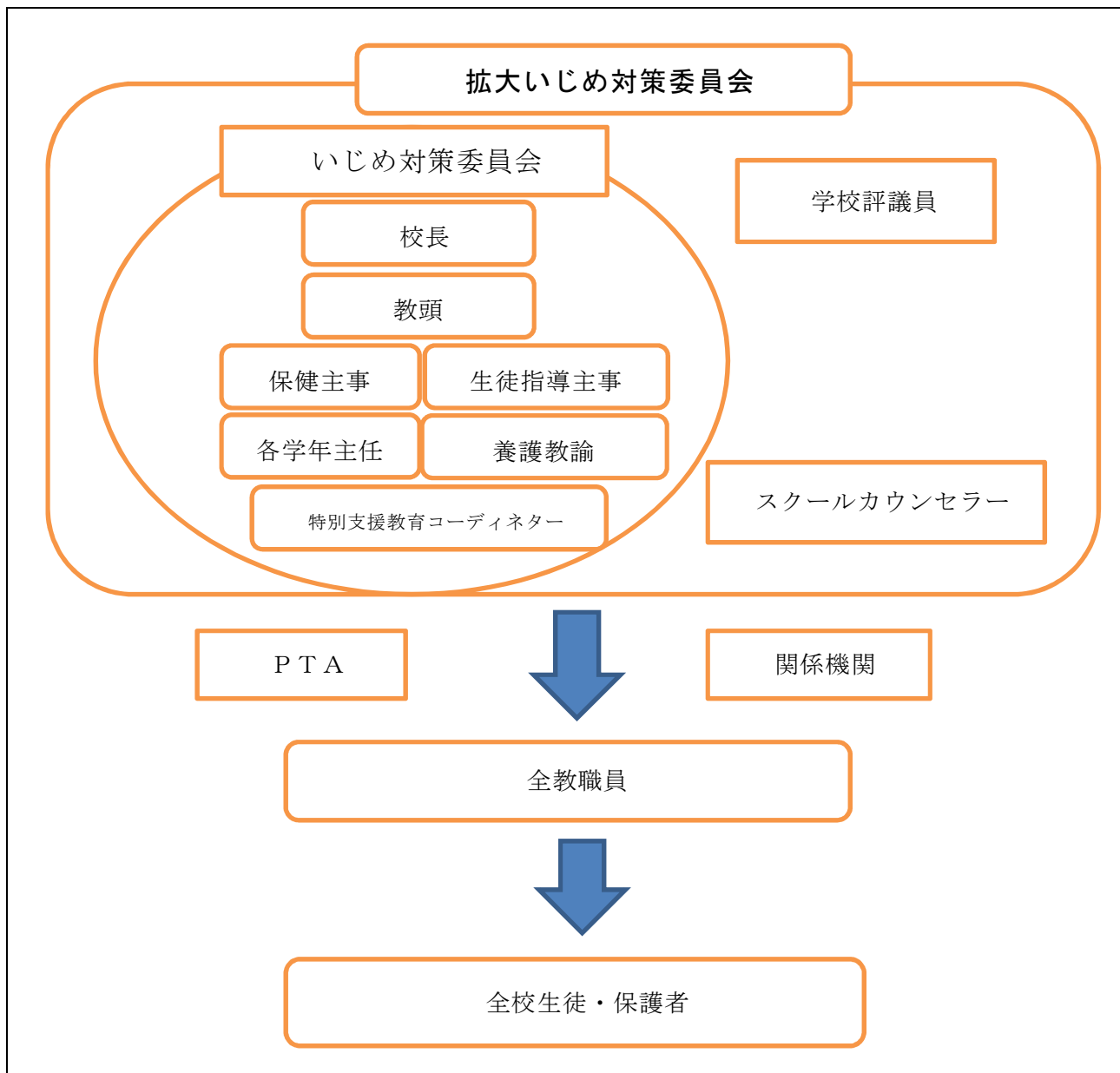
② いじめ対策委員会の役割

- ア 拡大いじめ対策委員会は、学期に1回程度開催(学校評議員会に併せて開催)する。
- イ 拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ調査アンケート」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。
- ウ いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、いじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。
- エ いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

(3) 相談支援体制の充実

- ① 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を派遣する制度の充実を図る。
- ② 生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を寄せることができる体制を整備する。
- ③ 部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

【いじめ防止のための学校の体制】



4 年間計画 「いじめ防止指導計画」

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1年	2年	3年	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・HRづくり・学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HRづくり・学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HRづくり・学年づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動、各種調査結果の共有） ・「いじめ防止基本方針」の周知（学校HP掲載） ・PTA総会で「いじめ防止基本方針」の説明 ・教職員間による相互授業観察週間 ・情報モラル教育 ・第1回「拡大いじめ対策委員会」(第1回いじめ調査アンケートの結果) ・第2回「拡大いじめ対策委員会」(第2回いじめ調査アンケートの結果) ・第3回「拡大いじめ対策委員会」(第3回いじめ調査アンケートの結果)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談（家庭での様子の把握） 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「夏休み明け生徒意識調査」の実施（保健） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「夏休み明け生徒意識調査」の実施（保健） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「夏休み明け生徒意識調査」の実施（保健） 	
9月				
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	
11月				
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談（家庭での様子の把握） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談（家庭での様子の把握） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ調査アンケート」の実施（個人面談） 	
2月				
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年3回開催し、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めた、いじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで検証を行う。

第2章 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが重要である。生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

1 生徒や学級の様子を知る

(1) 教職員の気づきが大切

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

(2) 実態把握の方法

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、障害のある生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、特に配慮が必要な生徒については日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 「居場所づくり」、「絆づくり」と「自己有用感」

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めるために、主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

以下は、教職員が持つべき基本的な認識である。

○「居場所づくり」

学級や学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくこと。様々な危険から生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのために、授業改善、授業の見直しから始め「わかる授業」を行う。単に「居心地よくしてあげる」ということでなく、「生徒が困らないようにする」ための居場所づくりと考える。

○「絆づくり」と「自己有用感」

教職員がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」であり、「絆づくり」を行うのはあくまでも生徒同士である。全員の生徒の「絆づくり」を促すためには教職員の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが必要である。一言で言うなら、全ての生徒が活躍できる場面を準備することである。

○「授業づくり」と「集団づくり」

授業づくりと集団づくりを見直していくことで、いたずらにトラブルが起こることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていく。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒なら、いじめの加害に向かうことはないはずである。

○「いじめに向かわせない」ために、主に学校で取り組むべき課題

生徒に「規律」、「学力」、「自己有用感」を身につけさせる。きちんと授業に参加し基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒を育成する。

(1) 生徒の信頼に応える教師になる

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払い、信頼される人間関係の構築に努める。

① 教職員の協力共同体制をつくる

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

② 自己肯定感を高める、学習活動やHR活動・学校行事・学年行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役にたった」という経験が生徒を成長させる。また、教職員の温かい声かけにより、自己肯定感の向上につなげる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

しなやかな心を育成し思いやりの心を育む道徳教育や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

(1) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳教育が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、「しなやかな心」を持ち、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

(2) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

4 保護者や地域への働きかけ

生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者対象の研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

第3章 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいかたちで行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。また、生徒にかかわる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 生徒の立場に立つ

生徒一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのために、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢を大切にする。

(2) 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのために、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 いじめの態様と違法行為

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から毅然とした対応をとる。

いじめの態様 【法律に抵触する可能性のある行為】
① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。【脅迫、名誉毀損、侮辱】
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。 ※法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要。
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれた。【暴行、傷害】
④ 金品をたかられる。【恐喝】
⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。【窃盗、器物破損】
⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。【強要、強制わいせつ】
⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。【名誉毀損、侮辱】

3 いじめは見えにくい

いじめは大人が気づきにくく判断しにくいかたちで行われることを認識し、いじめの認識の共有化(けんかやふざけ合いも情報共有)を図る。

- 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断する。
- いじめられている本人からの訴えは少ない。いじめられている生徒には、「親に心配をかけたくない。」「いじめられる自分はダメな人間だ。」「訴えても大人は信用できない。」「訴えたらその仕返しが怖い。」などといった心理が働くものである。
- インターネットや携帯電話を利用しいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という)は最も見えにくい。インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。

4 早期発見のための手だて(日々の観察)

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる。」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

- 観察のポイント
学年の進行に伴い、いじめの認知数が少なくなる。高校に入学した段階で良好な人間関係がうまく構築できるように観察し支援する。中学時の様子も担任を中心に情報を収集し人間関係を把握する。気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い関係修復にあたる。
- 日誌や日記等の活用
学級日誌の点検や、気になる生徒には必要に応じて日記を書かせたりすることで生徒の変化を見いだしたり、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。
- 相談体制の充実
日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境を充実させる。また、定期的な教育相談(三者懇談・いじめ調査アンケート後の個人面談)を実施する等、相談体制を整備し、生徒・保護者が気軽に相談できる雰囲気をつくる。

○ いじめ実態調査の実施

いじめの実態調査を必要に応じて随時実施する。また、学期途中で1回以上のアンケートを実施し実態を把握する。いじめられている生徒にとって、アンケートにその場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じ配慮して実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識を持つ。また、速やかに適切な面接等の対応をとる。

5 相談しやすい環境をつくる

生徒が、教職員や保護者にいじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われていじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することを認識する。

(1) いじめられている本人からの訴えに対して

① 心身の安全を保証する

ア 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

イ 事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく生徒の立場に立って傾聴する。

② 周りの生徒からの訴えに対して

ア いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

イ 「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないうことを伝えて安心感を与え、具体的に心身の安全を保証する。

(2) 保護者からの訴えに対して

① 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡して保護者との信頼関係を築いておくことが必要である。

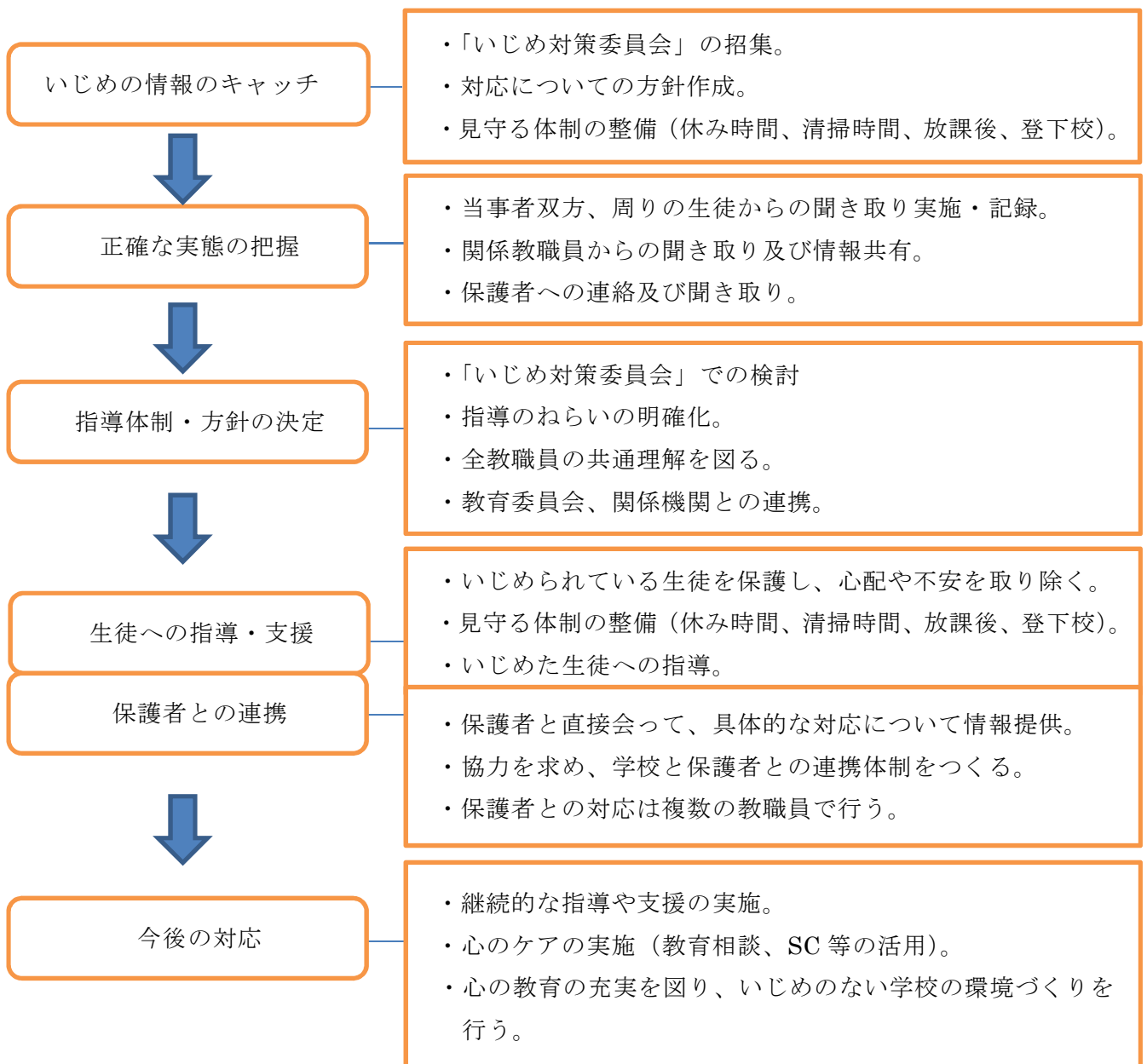
② 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

第4章 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をとる。

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



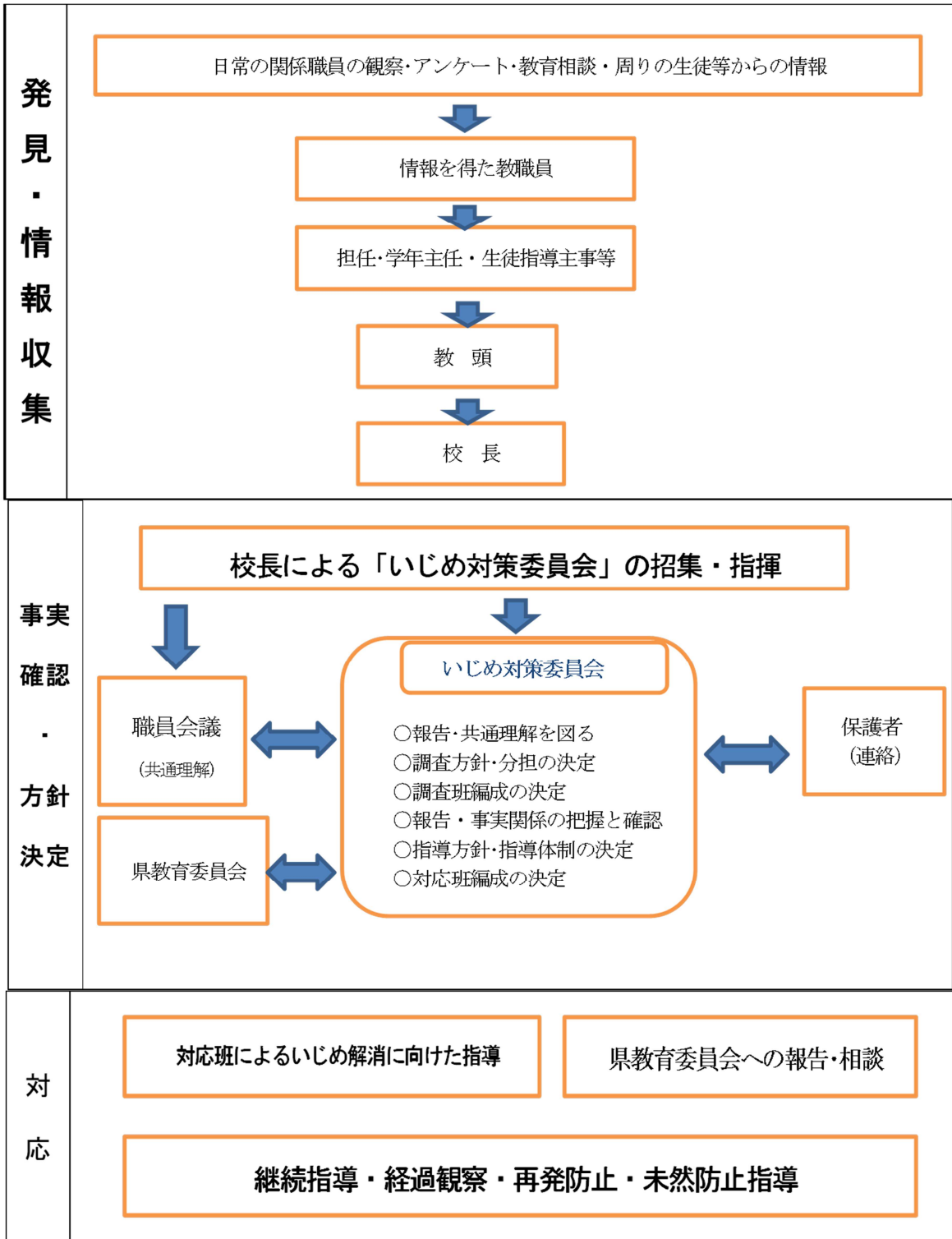
2 いじめが起きた場合の組織的な対応（学校全体の取り組み）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまったり、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にいき、学校全体で組織的に対応する。

- いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応を大切にする。
- いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

いじめが起きた場合の初期対応



3 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めさせるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。

(1) いじめられた生徒・いじめを知らせてくれた生徒を守る

- ① いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に配慮する。事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ② 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えてくれた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く見守る体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ② 短時間で迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ③ 把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
 - ◆いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
 - ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
 - ◆いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
 - ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】
- *生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮する。

4 いじめを発見した場合の対応

(1) いじめられた生徒(保護者)への対応

【生徒に対して】

- ① 事実確認とともに、まず、つらく不安な生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。
- ③ 「必ず解決できる」と、希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- ① 発見したその日のうちに、電話連絡・家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してくれるよう伝える。

(2) いじめた生徒（保護者）への対応

【生徒に対して】

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景と要因にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなどの教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させる家庭での指導を依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(3) 周りの生徒たちへの対応

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導の実施

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

5 いじめに対する措置について（解消の2要件）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（2）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

第5章 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「インターネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> メールでのいじめ | <input type="checkbox"/> ブログでのいじめ | <input type="checkbox"/> チェーンメールでのいじめ |
| <input type="checkbox"/> 学校裏サイトでのいじめ | <input type="checkbox"/> SNSから生じたいじめ | <input type="checkbox"/> 動画共有サイトでのいじめ |

インターネットの特殊性による危険

- 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(1) 保護者会等で伝える

【未然防止のために】

- ① 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話・スマートフォンを持たせる必要性について検討すること。

- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつこと。
- ③ インターネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。

【早期発見のために】

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談する。

(2) 情報モラルの指導の際のポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ⑥ 書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

3 早期発見・早期対応のために

(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

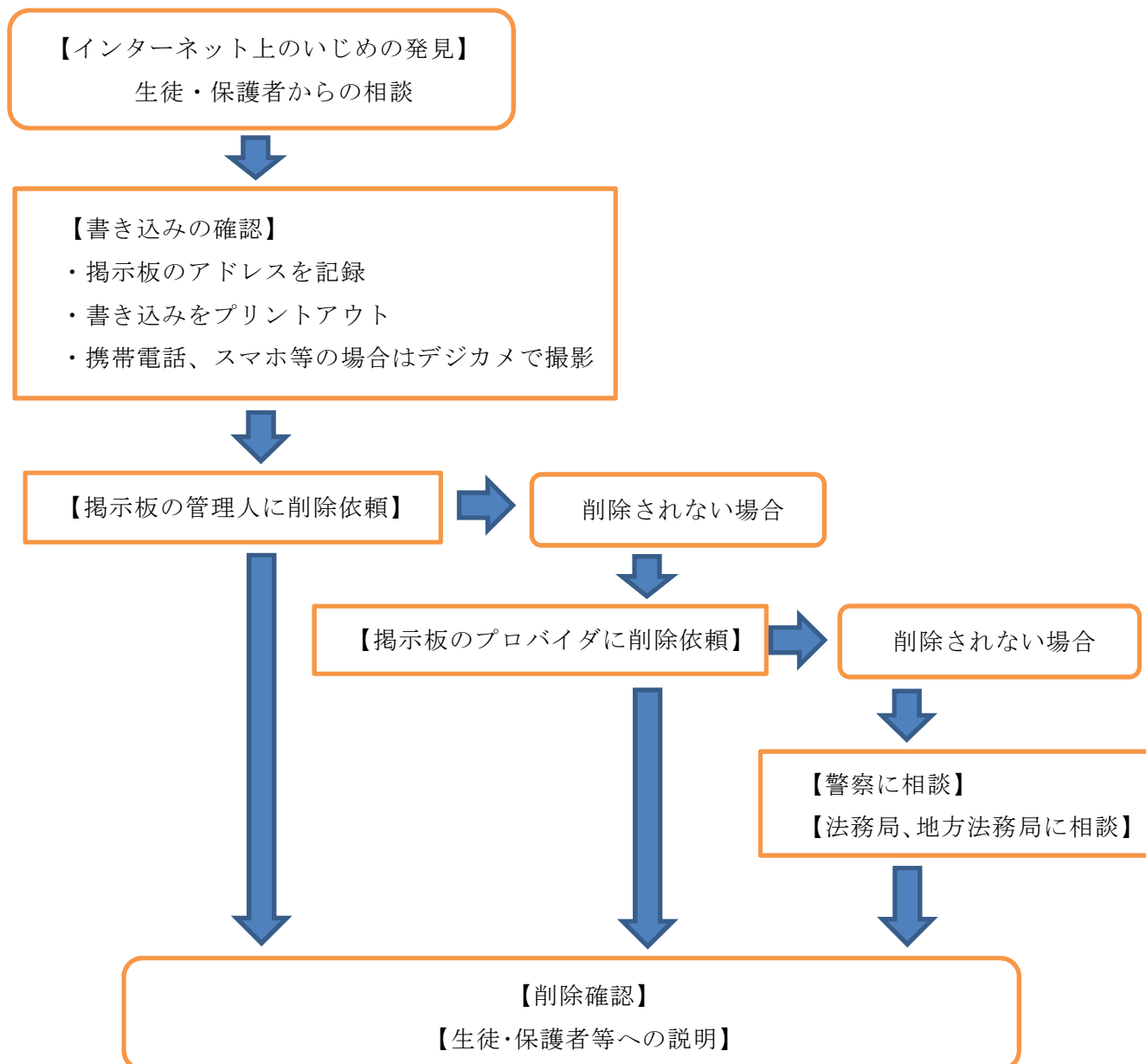
書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を、生徒・保護者に助言し、協力して取り組む。

※学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関と連携が必要になる。

(2) 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。(※学校非公式サイトでの削除も同様)

書き込み等の削除の手順（一例）



第6章 重大事態発生時の対応

いじめの重大事態については、基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」（法第28条第1項）

1 調査を要する重大事態の例

- (1) いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- （不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。）
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
- 生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態が発生した場合

法に規定されている重大事態発生時の対応

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（高校教育課長）に報告。

② 報告を受けた学校の設置者の対応

学校の設置者は報告を受けたら、その調査を行う主体（学校の設置者か学校か）や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。

③ 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査）

調査の主体は学校が主体となって行う場合と学校の設置者が主体となって行う場合のどちらかである。

④ 調査結果の提供及び報告

調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
（法第28条第2項）

* 調査結果の報告を行う。公立学校に係る調査結果→地方公共団体の長へ報告

(1) 重大事態の発生

校長から、教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告する。

(→教育委員会から知事に報告)

(2) 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）（以下「対策委員会」という）が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・ 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置
- ・ 県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織
 - * 学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う
- ・ 委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」「精神科医」「県警本部少年課職員」「県中央指導相談所職員」「地方法務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会長」「総合教育センター相談支援部職員」「高校教育課長」等
- ・ 事務局は、高校教育課

(3) 調査上の目的と配慮

- ① 調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。
- ② 事実関係を明確にするための調査を行う。
 - * 「事実関係を明確とする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。
- ③ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。
- ⑤ 調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。
- ⑥ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ⑦ 調査による事実確認と同時に、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた生徒への指導や落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ⑧ 重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。
- ⑨ 調査に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ⑩ 重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭において実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明してから実施する。

(4) 調査の実施

調査を行う主体は「対策委員会」

* 学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。

* 「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等、その他、必要な調査を行うことができる。

(5) 調査結果の報告（いじめられた生徒・その保護者、県教育委員会へ）

① 調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、県教育委員会に報告する。

② 調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時・適切な方法で経過報告をする）、「いじめられた生徒及びその保護者」に対して提供する。

(6) いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。